

議第 8 3 号

呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 2 0 年呉市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 1 4 2 条第 1 1 項の規定に基づき、<u>呉市長</u>の選挙における同条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第 2 条 <u>呉市長</u>の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第 5 条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 9 3 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により呉市に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p>呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 1 4 2 条第 1 1 項の規定に基づき、<u>呉市の議会の議員及び長</u>の選挙における同条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第 2 条 <u>呉市の議会の議員及び長</u>の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第 5 条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 9 3 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により呉市に帰属することとならない場合に限る。</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後そ

の期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

呉市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を無料とするため、この条例案を提出する。